

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 6 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの 2 年 10 ヶ月間
2. 内容

目標 1 : 育児休業をしている労働者の希望に応じて、円滑な職場復帰のための講習、育児等に関する相談を実施し、職場復帰しやすい環境の整備を行う。

- <対策> 令和 6 年 6 月～ 内容検討、実施。
令和 6 年 6 月～ 取組に関する資料を社内掲示板等により周知する。

目標 2 : 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援のためのボランティア活動等へ参加する労働者に対して、年 5 日の特別休暇（無給）制度の導入。

- <対策> 令和 6 年 6 月～ 制度導入。
令和 6 年 6 月～ 制度に関する資料を社内掲示板等により周知する。